

保護法益と特定興行入場券の範囲について

保護法益：興行入場券の適正な流通

- ①入場を拒まれる可能性がある入場券の流通の防止
- ②入場券の価格が不当に釣り上げられることの防止

興行入場券

→適正な流通の確保のため、本法案で一定の措置を講ずる必要がある。

無断譲渡が禁止された興行入場券

≡無断で転売された場合、所持人は入場を拒まれる可能性がある。
→転売防止策を講ずる必要が高い。

特定興行入場券

- ①興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示、かつ、券面等に表示
- ②興行が行われる特定の日時及び場所並びに入場資格者又は座席を指定
- ③入場資格者又は購入者の氏名及び連絡先を確認する措置を講じ、かつ、その旨を券面に表示

無断で転売された場合、所持人は入場を拒まれる可能性が高い。



不正転売を
罰則をもって禁止